

日本 GAP 協会 有料広告掲載規約

(趣旨)

第1条 日本 GAP 協会有料広告掲載規約（以下、本規約）は、日本 GAP 協会が提供する有料広告枠の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、以下のいずれかとする。

- (1) 日本 GAP 協会ホームページへのバナー広告（以下、バナー広告）
- (2) 日本 GAP 協会 会報への広告（以下、会報広告）

2 広告の掲載位置は、以下の通りとする。

- (1) 日本 GAP 協会ホームページのトップページで、日本 GAP 協会が定める位置とする。
- (2) 日本 GAP 協会 会報の最終ページで、日本 GAP 協会が定める位置とする。

(広告主)

第3条 日本 GAP 協会ホームページ、会報に広告を掲載できるものは、日本 GAP 協会 正会員とする。

(広告の規格、期間、及び掲載料)

第4条 広告の規格、期間、及び掲載料は、以下のとおりとする。

(1) バナー広告

規格（1 枠につき）	期間	料金（3 か月につき）
高さ 100 ピクセル以下 横幅 200 ピクセル以下 形式 GIF 画像 又は JPEG 画像	3 か月単位でのお申し込み 3 か月連続の掲載を前提とします	30,000 円

(2) 会報広告

規格	期間	料金（6 か月につき）
高さ 66mm 以下 横幅 45mm 以下	6 か月単位でのお申し込み 6 か月連続の掲載を前提とします	30,000 円

(広告掲載の基準)

第5条 以下のいずれかに該当する広告は、掲載できないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (2) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (3) 公の秩序又は、善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)

第2条に掲げる営業に該当するもの

(5) 誇大表示、不当表示その他表現が不適切なもの

(6) その他に日本 GAP 協会が広告として掲載することが妥当でないと認めるもの
(広告原稿の作成)

第6条 広告の原稿は、広告主の責任と負担で作成するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 バナー広告掲載を希望するものは、「日本 GAP 協会 バナー広告掲載申込書」により、申込みを行うものとする。

2 会報広告掲載を希望するものは、「日本 GAP 協会 会報広告掲載申込書」により、申込みを行うものとする。

3 申込みをする際、掲載を希望するバナー広告デザイン案、又は、会報広告デザイン案を CD、又は E-MAIL で送付すること。

(広告掲載の審査)

第8条 広告掲載申込書 提出後、申込書記載事項とデザイン案により、本規約 第5条の基準に適合するか審査を行うものとする。

2 審査の結果は、「日本 GAP 協会 広告掲載審査結果通知書」にて通知するものとする。

(広告内容等の変更)

第9条 日本 GAP 協会は、広告の内容等が GAP 普及の妨げになるものや、各種法令に違反している恐れがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(広告掲載料の入金)

第10条 広告掲載料は、掲載が決定した後、日本 GAP 協会が発行する請求書に従い一括前納するものとする。

(広告掲載の取消)

第11条 日本 GAP 協会は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きをすることなく、広告の内容等を求めることができるものとする。

(1) 指定する期日までに広告掲載料が入金されなかったとき

(2) 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容が GAP の妨げや、法令、又は本規約に反したとき。

(3) その他日本 GAP 協会への広告掲載が適切でないと日本 GAP 協会が判断したとき

(広告掲載の取り下げ、還付等)

第12条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを日本 GAP 協会に申し出ることができる。この場合において、既納の広告料は還付しない。

(協議)

第13条 本規約に定めのない事項については、日本 GAP 協会と広告主が協議の上解決する

ものとする。

(管轄の合意)

第14条 本規約及び広告の取扱いについて、紛争が生じたときは、その第一審管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

(規約の改訂)

第15条 本規約は、理事会の決議により改訂することができる。

- 2 本規約は、日本 GAP 協会により、事前の通知なく必要に応じて改訂されることがある。改訂後、使用者は改訂された規約に従わねばならない。

附則

この規則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する

第 1 改訂日：平成 20 年 10 月 1 日

第 2 改訂日：平成 20 年 11 月 17 日

第 3 改訂日：平成 27 年 1 月 4 日

一般財団法人 日本 GAP 協会